

募集要項

令和5年度 「観光産業の高付加価値な観光サービスを提供する人材の育成に向けた観光産業従事者派遣支援事業」の参加者募集

事業概要

高付加価値な観光サービスを提供できる人材の育成に向け、国際基準のホスピタリティを提供している海外の宿泊施設などでの就労機会を得ることを希望する国内の観光産業従事者を支援します。

派遣先ホテル

アラブ首長国連邦・ドバイの5つ星高級ラグジュアリーホテル

(BVLGARI RESORT DUBAI、JW MARRIOTT MARQUIS HOTEL DUBAI、InterContinental Dubai Festival Cityなどが派遣先候補の例。ただし、観光庁との面接後、現地コーディネーターとの面談にて派遣先ホテルを調整するため、上記派遣先候補例以外のホテルになる可能性もあり、必ずしも希望のホテルになるとは限りません。)

採用ポジション及び業務内容

- ・フロント業務：レセプション／コンシェルジュ／インフォメーションデスク／オプションツアー／予約業務等
- ・ラウンジ業務：宿泊者専用のラウンジにてサービス全般。
※両業務とも一般客・グループ客・高付加価値旅行者対応。

研修実施時期

2023年11月～2月より約6か月間を予定

支援内容

- ・往復の航空券代（エコノミークラス）
- ・ビザ関連費用

※支援内容は上記（航空券代・ビザ関連費用）のみとなります。海外旅行保険等、派遣国滞在に必要な経費については自己負担をお願いします。なお、派遣国滞在中の災害、テロ、事故、疾病、犯罪等による人的及び物的損害についても、観光庁は一切の責任を負いません。

給付方法

研修報告書を提出いただいた後、支援対象額を一括で2024年3月末までに、本人名義の預貯金口座に振り込みます。

返納義務

後に詳述の通り応募資格や派遣対象者の義務を満たせない、または派遣対象者の資格喪失の場合は、上記支援内容の費用を返納いただくことがあります。

応募資格

以下の各項目にいずれも該当する方

- 年齢：20～35歳
- 実務経験：旅館業法に基づき許可を受けたホテル・旅館・簡易宿所等（以下、「ホテル等」という。）で2年以上従事した経験がある者。
- 英語能力：CEFR換算でC1相当以上（IELTS6.5～7.5/ TOEFLiBT95～120/ TOEIC（R&L）945～990等）
※上記資格を有しない場合は、別途実施する英語スピーキングテストに合格することで、代替可。
- 派遣国の条件、ビザ取得要件を満たす者。
- 研修終了後、派遣元の企業にて就業を続ける、または研修修了後1年以内に、日本国内にて、旅館業法に基づき許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所、下宿、旅行業法に基づき登録を受けた旅行業者、旅行業代理業者、旅行サービス手配業者、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づく登録DMO、候補DMOで働く、または起業する意思のある者。
- 日本国籍を有する者。
- 心身共に健康であること（派遣先ホテルによっては、健康診断書の提出を求められる場合があります）。

募集概要

募集期間

2023年9月29日（金）～2024年1月31日（水）午後5時

募集人数

10名～30名程度

応募方法

1. メール又は郵送で、2. の必要書類を次の宛先まで送付してください（2024年1月31日（水）午後5時必着。（郵送の場合でも期限までに書類の到達が必須）。なお、応募は応募者本人からに限りません。

応募先：〒141-0032 東京都品川区大崎3-5-2 エステージ大崎102

株式会社ナチュラルワークス（観光庁海外研修派遣支援事業 事務局）

メールアドレス：office@coi-japan.com

TEL:03-3779-3039（代表）・080-7363-3039（直通）

※応募者には応募を受け付けた旨のメールを返信いたします。もし返信が無い場合は、上記連絡先までお電話ください。

※履歴書（英）はワードデータが必要になりますので、郵送申請の場合でも、別途メールによる提出が必要になります。

2. 申請には、以下の書類が必要となります。
 - 申込書
 - 履歴書（日本語版と英語版の2種類）
 - 英語能力の成績証明書

※試験の種類は問わないが、CEFR 換算 C1 相当以上

※令和 3 年 10 月 1 日以降に取得したものに限り、英語能力を証する資格を有しない場合、観光庁が実施する、英語によるスピーキングテストで代替することも可。

- パスポートの写し
※有効期限が、令和 6 年 5 月以降のものに限る。ただし、有効期限が令和 6 年 5 月～令和 6 年 8 月までのものについては、派遣日次第でパスポートを取り直していただく場合があります。（そのため令和 6 年 9 月以降まで有効期限があるものが望ましい。）
※申請時点でパスポートを所持していない場合は、ビザ申請手続きを開始するまでに必ず取得すること。
- 推薦書（所属する（または過去所属した）ホテル等または宿泊事業者団体からの推薦書。様式は問わないが、推薦理由が明記されているもの）
- 宣誓書（以下の内容を宣誓）
 - (一) 研修終了後、派遣元の企業にて就業を続ける、または研修終了後 1 年以内に、日本国内にて、旅館業法に基づき許可を受けたホテル、旅館、簡易宿所、下宿、旅行業法に基づき登録を受けた旅行業者、旅行業代理業者、旅行サービス手配業者、「観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン」に基づく登録 DMO、候補 DMO に入社（所属）、または起業します。
 - (二) 研修終了後 5 年間は、(一) の組織に所属、または経営します。
 - (三) 研修終了後 5 年間、毎年就労状況報告を行います（報告会の開催等で代用することもあり得る）。
 - (四) (一) を満たした後に転職する場合には、退職後半年以内に (一) に定める旅館業、旅行業、DMO に再就職します。
 - (五) (一) ～ (四) を満たせない場合は、支援金を国庫に返納します。
（規定の金額は支援金額の全額とし、卒業後半年経過するごとに 10% を減額）
 - (六) 卒業後、観光庁の事業（特に、高付加価値関係事業）に関し、国の求めに応じ、必要な協力をします。

※申請書類の保存データは、PDF、JPG、PNG の各形式を認めますが、不鮮明で内容が確認出来ない場合には、書類不備として不受理となる場合があります。ただし、履歴書（英）についてはワードデータとしてください。

選考方法

- 申請書の内容に基づいて、書類選考、面接を実施し、最終的な支援対象者を決定いたします。

【選考の流れ】

①書類選考



②英語スピーキングテスト（CEFR 換算で C1 相当以上の資格を有しない者に限り。資格がある者は③の観光庁とのオンライン面接へ。）



③観光庁とのオンライン面接



④派遣先ホテルの中から調整のついたホテルとの面接を希望する派遣対象者と当該ホテルとのオンライン面接

- 応募者数が定員未満であっても、審査の結果不採用となることもあります。

- 選考結果は応募者全員に通知いたします。

支援決定後の提出書類

1. 振込先情報

支援金の振込先金融機関口座情報（本人名義に限る）を所定の方法により、指定する期日までにお送りください。

2. 同意書（免責事項及び禁止事項）

記載事項を確認し、本人が署名のうえ、指定する期日までにお送りください。

3. 海外旅行保険証の写し

派遣期間をカバーするもの

4. ビザ申請に必要な書類

健康診断書等

5. 研修報告書（研修終了後）

別途案内する研修報告書を指定する期日までにお送りください。

その他留意事項

就労条件と待遇

- ・派遣国の労働基準法とホテルの雇用契約に基づく。

勤務時間数：週 48 時間（シフト制）

週休：1 日

住居：社員寮（原則相部屋）

給与：若干額の支給有り

食事：3 食支給

- ・派遣対象者は、派遣先の宿泊施設以外で就労する、または教育機関に通学するなど、派遣先の宿泊施設での職務に影響を与えるような活動を行わず、派遣先の宿泊施設での職務に注力すること。

宣誓書について

- ・疾病、事故等による後遺障害、死亡時は宣誓書「五」の義務を免除します。
- ・企業や組織側の一方的な事由による解雇、企業や組織が消滅した場合など、観光庁が認める場合は宣誓書「五」の義務を免除、又は猶予を与えます。

研修の延長を希望する場合

- ・派遣先ホテルでの研修期間の延長を希望する場合は、派遣元の企業、派遣先のホテル、観光庁の同意のうえで、一度に限り可能とする。なお、研修期間延長に関連して諸費用（帰国の航空券代や延長に係るビザ手続き費用等）が発生する場合は、全て派遣対象者の負担とし、観光庁は負担しない。
- ・研修期間の延長については、派遣期間終了予定日の、少なくとも 1 ヶ月前には観光庁に連絡、相談を行うこと。
- ・研修期間の延長は、当事業における研修期間終了日から起算して、最長 1 年間とする。
- ・研修期間を延長する場合は、一度に限り宣誓書「一」の猶予を認めます。その際、「一」～「三」の期間は、延長した研修期間終了日から起算します。

派遣対象者の義務

- ・適切な保険に加入すること

- ・ 下記の場合には事務局へ届け出ること
- 当支援を辞退するとき
- 事故等により、就業継続が困難となったとき
- 登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき

派遣対象者の資格喪失

下記の事由に該当したときは、当事業の派遣対象者としての資格を失うこととなります。

- ビザが発給されないと判断されたとき
- 派遣対象者より辞退の申し出があったとき
- 虚偽の申請をしたとき
- 強制帰国させられる等により、就業継続が出来ないと判断されたとき
- 品行が著しく不良で派遣先宿泊施設から就業継続を拒否されたとき
- 反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき
- 研修報告書等、必要書類を提出しないとき
- 前各号のほか、支援対象者として適当でない事実があったとき

※資格喪失した場合には、支援金を返還頂きます。

個人情報の取扱いについて

応募の際に提出していただく個人情報は、本事業に関すること（選考、本事業の進捗確認や研修後の経過確認の連絡、本事業運営に関わる委託事業者への情報共有等）以外には一切使用しません。

年間スケジュール（予定）

令和5年9月29日：募集開始

（順次書類選考で選抜された者に対し面接を実施。その後派遣対象者を決定。）

（派遣対象者決定後、派遣対象者と観光庁（又は観光庁が委託する事業者）と確認書の締結、その後、現地ホテルへ随時派遣）

令和6年1月31日：応募書類提出の受付締切

令和6年2月中旬：オンライン研修報告会にて研修状況の報告

派遣対象者は、研修報告書などの必要書類を提出する。

令和6年5月以降：派遣から約6か月後、派遣対象者帰国。派遣元の企業等にて就業を続ける。